

平成二年郵政省告示第五百九十五号（委託放送事業者の事業計画書の変更の届出に関する事項を定める件）の一部を改正する告示案 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

○平成二年郵政省告示第五百九十五号（委託放送事業者の事業計画書の変更の届出に関する事項を定める件）

改 正 案	現 行												
<p>放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第十七条の二十六の規定に基づき、委託放送事業者の事業計画書の変更の届出に関する事項を次のように定める。</p> <p>平成二年九月二十六日</p> <p style="text-align: center;">郵政大臣 深谷 隆司</p> <p>届出を要する事項は、放送法施行規則別表第十三号及び別表第十三号の二の表に掲げる事項（放送番組の編集の基準、放送番組の編集に関する基本計画及び放送番組の審議機関に関する事項を除く。）の変更に係る事項とし、届出は、次の表の上欄の区分に従い、同表の下欄に掲げる提出書類を遅滞なく提出して行うものとする。</p>	<p>（同左）</p> <p>届出を要する事項は、放送法施行規則別表第十三号の表に掲げる事項（放送番組の編集の基準、放送番組の編集に関する基本計画及び放送番組の審議機関に関する事項を除く。）の変更に係る事項とし、届出は、次の表の上欄の区分に従い、同表の下欄に掲げる提出書類を遅滞なく提出して行うものとする。</p>												
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th data-bbox="165 692 631 730">区 分</th> <th data-bbox="631 692 1102 730">提 出 書 類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="165 730 631 769">一 経営形態及び資本又は出資の額</td> <td data-bbox="631 730 1102 769">変更後の定款又は寄附行為</td> </tr> <tr> <td data-bbox="165 769 631 1209"> 二 主たる出資者及びその議決権の数 三 三分の一以上の議決権を有する者に関する事項 四 十分の一を超える議決権を有する他の一般放送事業者又は三分の一以上の議決権を有する衛星役務利用放送事業者に関する事項 五 役員に関する事項 六 委託放送事業と併せ行う事業及び当該事業の業務の概要 </td> <td data-bbox="631 769 1102 1209"> 一 放送法施行規則第十七条の十第一項に規定する様式に変更後の現状を記載し、変更箇所※印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載したもの 二 役員に関する事項に変更があった場合には、新たに選任された役員等の履歴書を添えること </td> </tr> <tr> <td data-bbox="165 1209 631 1295">七 週間放送番組の編集に関する事項</td> <td data-bbox="631 1209 1102 1295">四月及び十月の週間放送番組表</td> </tr> <tr> <td data-bbox="165 1295 631 1382">八 放送番組の編集の機構及び考査に関する事項</td> <td data-bbox="631 1295 1102 1382">変更事項について新旧を対比したもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="165 1382 631 1420">九 その他の事項</td> <td data-bbox="631 1382 1102 1420"></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	提 出 書 類	一 経営形態及び資本又は出資の額	変更後の定款又は寄附行為	二 主たる出資者及びその議決権の数 三 三分の一以上の議決権を有する者に関する事項 四 十分の一を超える議決権を有する他の一般放送事業者又は三分の一以上の議決権を有する衛星役務利用放送事業者に関する事項 五 役員に関する事項 六 委託放送事業と併せ行う事業及び当該事業の業務の概要	一 放送法施行規則第十七条の十第一項に規定する様式に変更後の現状を記載し、変更箇所※印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載したもの 二 役員に関する事項に変更があった場合には、新たに選任された役員等の履歴書を添えること	七 週間放送番組の編集に関する事項	四月及び十月の週間放送番組表	八 放送番組の編集の機構及び考査に関する事項	変更事項について新旧を対比したもの	九 その他の事項		<p>（同左）</p>
区 分	提 出 書 類												
一 経営形態及び資本又は出資の額	変更後の定款又は寄附行為												
二 主たる出資者及びその議決権の数 三 三分の一以上の議決権を有する者に関する事項 四 十分の一を超える議決権を有する他の一般放送事業者又は三分の一以上の議決権を有する衛星役務利用放送事業者に関する事項 五 役員に関する事項 六 委託放送事業と併せ行う事業及び当該事業の業務の概要	一 放送法施行規則第十七条の十第一項に規定する様式に変更後の現状を記載し、変更箇所※印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載したもの 二 役員に関する事項に変更があった場合には、新たに選任された役員等の履歴書を添えること												
七 週間放送番組の編集に関する事項	四月及び十月の週間放送番組表												
八 放送番組の編集の機構及び考査に関する事項	変更事項について新旧を対比したもの												
九 その他の事項													